

## 綾瀬市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在日外国人の高齢者・障害者等に福祉給付金を支給し、福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被措置者 身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第18条第4項第3号、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号若しくは第3号又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号若しくは同条第2項の規定により施設等に入所措置されている者
- (2) 公的年金 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に規定する公的年金給付（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和48年法律第92号）附則第21条に規定する老齢特別給付金を除く。）
- (3) 重度の障害者 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる級別が1級又は2級に該当する者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省事務次官通知）に基づく療育手帳の障害の程度が重度（A1又はA2）に該当する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める級別が1級に該当する者、その他市長がこれらと同程度の身体又は精神の障害を有すると認めた者
- (4) 中度の障害者 前号の身体障害者手帳の級別が3級に該当する者、療育手帳の障害の程度が中度（B1）に該当する者、精神障害者保健福祉手帳の級別が2級に該当する者、その他市長がこれらと同程度の身体又は精神の障害を有すると認めた者
- (5) 初診日 障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

### (支給対象者)

第3条 福祉給付金の支給対象者は、昭和61年3月31日以前に日本国内に居住し、本市に住民登録（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳への記載をいう。以下同じ。）をしている者又は本市の被措置者のうち、公的年金の受給要件を制度上満たすことができないもので次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人
- (2) 明治44年4月2日から大正15年4月1日までの間に生まれた者のうち、昭和36年4月2日以降に国外から日本国内に住民基本台帳法第22条第1項の規定に基づく届出をしたもの
- (3) 昭和37年1月1日以前に生まれた重度又は中度の障害者のうち、昭和57年1月1日以前に重度若しくは中度の障害者であった在日外国人又は同日以降重度若しくは中度の障害者となったがその初診日が同日前の在日外国人
- (4) 昭和22年1月1日以前に生まれた者のうち、昭和57年1月1日から昭和61年3月31日までの間に重度若しくは中度の障害者となった在日外国人又は昭和61年4月1日以降重度若しくは中度の障害者となったがその初診日が同日前の在日外国人（第3号に該当する者を除く。）
- (5) 初診日が昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間にあり、当該初診日に日本国内に住所を有しなかった重度又は中度の障害者である日本人

2 前項の規定は、昭和36年4月2日以降に日本国籍を取得した者に準用する。ただし、同項第5号の規定は、初診日において日本国籍を取得していない者については準用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、本市において住民登録を行った日から1年を経過していない者は、支給対象者とししない。

4 第1項の規定にかかわらず、綾瀬市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当する者は、支給対象者とししない。

（申請）

第4条 福祉給付金の支給を受けようとする者は、福祉給付金支給申請書（第1号様式。以下「支給申請書」という。）に必要書類を添付して市長に申請しなければならない。

（支給決定等の通知）

第5条 市長は、支給申請書の提出を受けた時はこれを速やかに審査し、福祉給付金

支給審査結果通知書（第2号様式）により福祉給付金の支給の決定又は不支給の決定を申請者に通知するものとする。

（給付金の額）

第6条 福祉給付金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第3条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する者（次号又は第3号に該当する者を除く。） 月額20,000円
- (2) 第3条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する者のうち重度の障害者 月額 38,000円
- (3) 第3条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する者のうち中度の障害者 月額 26,000円

（支給期間等）

第7条 福祉給付金は、第5条の規定により支給決定した日の属する月分から、次条及び第9条の規定に該当する日の属する月分までを支給する。

2 福祉給付金は、支給決定の後に、毎年度半期分ごとに支給するものとする。

3 福祉給付金は、口座振替により支給する。

（支給停止）

第8条 支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間の月分の福祉給付金の支給を停止する。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号に規定する支給対象者の前年の所得が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の規定により読み替えられた同条の表第6条の4第1項の項に定める額を超えるとき又は第3条第1項第3号から第5号までに規定する支給対象者の前年の所得（同条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第5条の4に定める額を超えるときは、その年の8月から翌年7月までの期間
- (2) 公的年金の受給権者となったときは、その期間
- (3) 他の自治体から第1条に掲げる目的と同様の趣旨で支給される手当、給付金等を受けているときは、その期間
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているときは、その期間
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホ

ーム又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所措置されているときは、その期間

2 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定を準用する。

3 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、福祉給付金の支給を停止する。

(1) 正当な理由がなく第17条に規定する届出をしないとき

(2) 第18条の規定に違反したとき

(資格の喪失)

第9条 支給対象者が次の各号に該当した場合は、福祉給付金の受給資格を失う。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) 綾瀬市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当することが判明したとき。

(4) 詐欺その他不正の行為により福祉給付金を受け、又は受けようとしたとき。

(支給停止等の通知)

第10条 市長は、第8条の規定により福祉給付金の支給を停止するとき又は第9条の規定により受給資格を喪失したときは、福祉給付金支給停止（廃止）通知書（第3号様式）により支給対象者若しくはその家族に通知するものとする。

(停止解除の申出)

第11条 支給対象者は、第8条第1項及び第3項各号に規定する事由に該当しなくなった場合は、福祉給付金支給停止解除申出書（第4号様式）により福祉給付金の支給停止の解除を市長に申し出ることができる。

(停止解除の通知)

第12条 市長は、前条に規定する申出を受けた場合はこれを速やかに確認し、福祉給付金の支給停止の解除の決定又は非解除の決定を、福祉給付金の支給停止の解除について（第5号様式）により支給対象者に通知するものとする。

2 第7条の規定は、前項の規定により支給停止解除の決定を受けた者の福祉給付金の支給について準用する。この場合において「申請を行った日」とあるのは「支給解除の決定をした日」と読み替えるものとする。

(差額の支給)

第13条 第8条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、第3条第1項第3号から第5号までに規定する支給対象者が現に受給する公的年金の額が第6条第2号又は第3号に規定する福祉給付金の額に達しない場合は、その差額が確定した後に当該差額を福祉給付金として支給する。

(未支給金の請求)

第14条 支給対象者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき福祉給付金で当該対象者に支給していないもの（以下「未支給金」という。）があるときは、その者の配偶者、子、孫、曾孫、父母、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名で未支給金を請求することができる。

2 未支給金を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序とする。

3 未支給金を受けるべき同順位者が二人以上いるときは、その一人が行った請求は、全員のためその金額について行ったものとみなし、その一人に対して行った支払いは、全員に対して行ったものとみなす。

4 未支給金の支給を受けようとする者は、福祉給付金未支給金請求書（第6号様式。以下「未支給金請求書」という。）に必要書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

(未支給金の支給決定等の通知)

第15条 市長は、未支給金請求書の提出を受けた場合はこれを速やかに審査し、福祉給付金未支給金請求書審査結果通知（第7号様式）により未支給金の支給の決定又は不支給の決定を請求者に通知するものとする。

(未支給金の支給)

第16条 未支給金の支給は、前条の規定による通知を行った日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。

2 第7条第3項の規定は、前項の規定による未支給金の支給に準用する。

(届出)

第17条 支給対象者は、毎年7月1日から7月31日までの間に、福祉給付金現況届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 支給対象者は、現況に変更があった場合には、速やかに福祉給付金変更届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第18条 福祉給付金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。  
(返還)

第19条 市長は、福祉給付金の支給後、支給対象者が第8条第1項、同条第3項、第9条第3号又は同条第4号のいずれかに該当していることを確認した場合は、福祉給付金を受給した者に対して支給済みの福祉給付金の一部又は全部の返還を請求することができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、福祉給付金の支給に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項の規定については、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の日から平成11年3月31日までに行われた第4条の規定による申請は、平成10年4月1日に行われたものとみなし第7条第1項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

福祉給付金支給申請書

年 月 日

（あて先）綾瀬市長

申請者 住 所 綾瀬市

電話番号

（フリガナ）

氏 名

㊟

生年月日 年 月 日生

次のとおり、福祉給付金の支給を申請します。なお、福祉給付金の支給について、届出事項確認のため、市民税・県民税課税台帳、住民基本台帳、被保護者台帳を職権で調査されることに同意します。

公的年金 受給の有無	有 無	有の場合は記入 公的年金の名称（ 受 給 額（年額 円）
老人ホーム 入所の有無	有 無	有の場合は記入 老人ホームの名称 （ ）
生活保護費受給の有無	有 無	
添付書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 前年の所得額を証明する書類（確定申告の写し、源泉徴収票等） <input type="checkbox"/> 公的年金を受給している場合は、年金受給額がわかる書類を添付してください。 （年金振込通知書、年金額改定通知書等） <input type="checkbox"/> その他（ ）		

※ 太枠内のみ記入してください。

※ 障害者の方は裏面にも記入してください。

処理欄 次のとおり決定してよいでしょうか。  <input type="checkbox"/> 福祉給付金を支給する。 <input type="checkbox"/> 福祉給付金を支給しない。 （理由 ）	起 案	・	・
	決 裁	・	・
	処理済	・	・
	決 裁 欄		担 当



第2号様式（第5条関係）

福祉給付金支給審査結果通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました福祉給付金支給について審査した結果、次のおり決定しましたので通知します。

決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 福祉給付金を支給します。 <input type="checkbox"/> 福祉給付金を支給しません。	
支 給 対 象 者	決 定 番 号	高 ・ 障 一
	住 所	綾瀬市
	氏 名	
支 給 開 始 年 月 日	年 月 分 から 支 給	
支 給 額	1 か 月 円	
支 給 し な い 理 由		

備 考

- 1 支給されることになった方は、同封の請求書及び口座振込依頼書（各2通）を必ず提出してください。
- 2 福祉給付金は、年2回（9月と3月）に分けてあなたの口座に振り込みとなります。

第3号様式（第10条関係）

福祉給付金支給停止（廃止）通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

次のとおり、福祉給付金の支給を停止（廃止）しますので通知します。

氏 名		決 定 番 号	高・障一
支給停止期間	( 年 月から 年 月まで)		
支給停止理由			
支給停止理由に該当しなくなったときは福祉給付金の支給が再開されますので、御連絡ください。			
支給廃止理由			
支 給 廃 止 月	年 月で廃止になります。		

第4号様式（第11条関係）

福祉給付金支給停止解除申出書

年 月 日

（あて先）綾瀬市長

申請者 住所 綾瀬市

氏名

㊟

次のとおり現況に変更がありましたので、福祉給付金支給停止の解除を申し出ます。

決定番号	高・障一
変更内容	

※ 太枠内のみ記入してください。

※ 変更内容はできるだけ具体的に書いて下さい。

処理欄 次のとおり決定してよいでしょうか。 <input type="checkbox"/> 福祉給付金の支給停止を解除する。 <input type="checkbox"/> 福祉給付金の支給停止を解除しない。 (理由 )	起案 . .
	決裁 . .
	処理済 . .
	決 裁 欄 担 当

第5号様式（第12条関係）

福祉給付金の支給停止の解除について

年 月 日

様

綾瀬市長

印

次のとおり福祉給付金の支給停止の解除について通知します。

決定内容	<input type="checkbox"/> 支給停止を解除します。 <input type="checkbox"/> 支給停止を解除しません。		
氏名		決定番号	高・障一
支給再開年月	年 月分から再開		
支給額	1か月 円		
備考			



第7号様式（第15条関係）

福祉給付金未支給金請求書審査結果通知

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました福祉給付金未支給金について審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	<input type="checkbox"/> 福祉給付金未支給金を支給します。 <input type="checkbox"/> 福祉給付金未支給金を支給しません。	
死亡した対象者	住所	綾瀬市
	氏名	
未支給金の額	円（ 年 月分から 年 月分まで）	
支給しない理由		

第8号様式（第17条関係）

福祉給付金現況届

年 月 日

（あて先）綾瀬市長

届出人 住所 綾瀬市

氏名

㊟

次のとおり現況を届け出ます。なお、届出事項の確認のため、市民税・県民税課税台帳、住民基本台帳及び被保護者台帳を職権で調査されることに同意します。

1 決定番号	高 ・ 障 ー
2 昨年の所得	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （所得のある場合には、前年の確定申告の写し又は源泉徴収票を添付して下さい。）
3 変更の有無	<input type="checkbox"/> 現況に変更はありません。 <input type="checkbox"/> 現況に変更がありました。（4の該当する箇所に記入）
4 変更事項	
(1)氏名の変更	新たな氏名（ ） 変更日 年 月 日
(2)住所の変更	新たな住所（綾瀬市 ） 変更日 年 月 日
(3)生活保護の受給	生活保護受給開始年月（ 年 月分から）
(4)公的年金の受給	公的年金の名称（ ） 公的年金受給開始年月（ 年 月分から）
(5)老人ホームの入所	老人ホーム名（ ） 入所年月（ 年 月から ）
※ 口座の変更がある場合は、口座振込依頼書を提出してください。	

※ 1、2及び3の欄は必ず記入してください。

第9号様式（第17条関係）

福 祉 給 付 金 変 更 届

年 月 日

（あて先）綾瀬市長

届出人 住所

氏名

㊟

次のとおり、現況に変更がありましたので届け出ます。なお、届出事項の確認のため、市民税・県民税課税台帳、住民基本台帳、被保護者台帳を職権で調査されることに同意します。

決定番号	高 ・ 障 一
変更内容	

※ 変更内容はできるだけ具体的に書いてください。